

平成28年度

決算審査特別委員会会議録

平成29年 9月13日 開会

平成29年 9月14日 閉会

大樹町議会

平成28年度決算審査特別委員会会議録（第1号）

平成29年9月13日（水曜日）午前10時開議

○議事日程

委員席の指定

- 第 1 委員会記録署名委員の指名
第 2 認定第 1号 平成28年度大樹町一般会計決算認定について
第 3 認定第 2号 平成28年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定について
第 4 認定第 3号 平成28年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
第 5 認定第 4号 平成28年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
第 6 認定第 5号 平成28年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
第 7 認定第 6号 平成28年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について
第 8 認定第 7号 平成28年度大樹町水道事業会計決算認定について
第 9 認定第 8号 平成28年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

○出席委員（10名）

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 1番 船戸健二 | 3番 杉森俊行 | 4番 松本敏光 |
| 5番 西田輝樹 | 6番 菅敏範 | 7番 高橋英昭 |
| 8番 安田清之 | 9番 志民和義 | 10番 福岡孝道 |
| 11番 柚原千秋 | | |

○欠席委員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|----------------------------------|---------|
| 町 長 | 酒 森 正 人 |
| 副 町 長 | 布 目 幹 雄 |
| 総 務 課 長 | 松 木 義 行 |
| 総 務 課 参 事 | 大 林 一 博 |
| 企画商工課長兼航空宇宙推進室長兼
地場産品研究センター所長 | 黒 川 豊 |

住 民 課 長	林 英 也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	村 田 修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬 尾 裕 信
建設水道課長兼大樹下水終末処理場長	鈴 木 敏 明
会計管理者出納課長	高 橋 教 一
病院事務長	伊 勢 巖 則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬 尾 さとみ

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長兼学校給食センター所長	角 倉 和 博
社会教育課長兼図書館長	井 上 博 樹

<農業委員会>

農業委員会事務局長	水 津 孝 一
-----------	---------

<監査委員>

代表監査委員	澤 尾 廣 美
議選監査委員	齊 藤 徹

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	小 森 力
主 査	真 鍋 智 光

◎開議の宣告

○安田委員長

農業委員会会長より、きょう、欠席する旨の報告がありましたので、ご報告申し上げます。
ただいまの出席委員は10名であります。

定足数に達しておりますので、本日の委員会を開きます。

委員席については、ただいまご着席のとおり指定いたします。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 委員会記録署名委員指名

○安田委員長

日程第1 委員会記録の署名委員の指名を行います。

委員会記録の署名委員は、規定により、委員長において、

9番 志 民 和 義 委員

10番 福 岡 孝 道 委員

を指名いたします。

◎日程第2 認定第1号

○安田委員長

日程第2 認定第1号平成28年度大樹町一般会計決算認定についてから、日程第9 認定第8号平成28年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまで、以上、8件については、去る9月6日の本会議において、提案理由と内容の説明が既に終わっております。

お諮りいたします。

認定第1号平成28年度大樹町一般会計決算認定についてから、認定第8号平成28年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての以上8件については、本委員会での質疑を3回までとする会議規則第54条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○安田委員長

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、本委員会での質疑を3回までとする会議規則第54条の規定を適用しないで審議を進めることに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。その前にご連絡いたします。

理事者より、本委員会での各会計決算の審議に対し、主幹、係長等も説明員として出席させたい旨の要望がありましたので、これを認めることにいたしたいと思います。

なお、主幹、係長等からの説明にあつては、特に理事者から申し出があつた場合に限り、委員長において指名することとしますので、ご了解願います。

また、質疑に当たっては、事項別明細書に記載されていない事項については、総括質疑でお受けすることにいたします。

また、関連質疑については、さきの質疑者が終了してから新たに質疑されるようお願いを申し上げます。

日程第3 認定第1号平成28年度大樹町一般会計決算認定についての件を議題といたします。

最初に質疑を行います。

質疑は、歳出歳入の順で行います。

初めに、歳出からページを区切って、款ごとに質疑を行います。

それでは、決算書の66ページから67ページの1款議会費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

次に、66ページから109ページ、2款総務費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

○安田委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

ページ数は、73ページです。1目の一般管理費で14節使用料及び賃借料、この中で2点ちょっとお聞きします。

まず一つは、ハイヤー借上料、説明時にもあつたのですけれども、ちょっと聞き漏らしたので確認させてください。このハイヤー借上料は町立病院の出張医の送迎と理解しているのですけれども、それでいいかどうか。

二つ目は、以前にもちょっと質問した経緯がありますが、ストレスチェックライセンス使用料です。ストレスチェックについては、前回の説明でおおむね理解しておりますが、このシステムがどんなふうになっているか。それから利用状況、そして成果などをお聞かせ願います。

○安田委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

ただいまの2点のご質問に対してご説明を申し上げます。

まず1点目のハイヤー借上料でございますが、こちら一般会計でございますので、主に町長が出張する折のハイヤーの使用料を執行しているものでございます。

それから、ストレスチェックの関係でございます。

ストレスチェックのライセンス使用料という形で計上してございますが、こちらはパソコンからインターネット回線を通じて委託業者のシステムを使ってストレスチェックを行うというものでございます。

ストレスチェックの結果でございます。ストレスチェックにつきましては、総対象人数244名を対象といたしました。こちら事業所の人数によってしなければならないところと任意に任されているところがございます。そのトータルを合わせまして244名、基本的には全てを網羅するという形にしてございます。実際に、ストレスチェックを受けられた方は207名でございます。各事業所で、実は私ども私も、そのストレスチェック一人一人の結果を見ることはできません。分析は、病院事業会計を除いた部分の集計が終わってございます。結果といたしまして、156人分の結果をいただいているところでございます。

結果につきましては、全体的な統計で見まして、ここの事業所の職員は、ストレスが多い、少ない、それから周りの支援が適切である、若干足りないというような形になってございますけれども、平成28年度に行いましたストレスチェックの結果では、高ストレスの方は平均よりも少ない。それから、周りの支援体制も不足はしていないと。標準より上という結果が出ているところでございます。

実は初めてのストレスチェックでございまして、これからお一人お一人、例えば医師の面談を受けたいという方がいらっしゃれば、それをさせるようにというご指導もございます。しょっぱなだったものですから、細かい部分のフォローはないかとは思うのですけれども、一応各人ストレスチェックをパソコンに入れた段階で、そのストレスチェックの結果は自分で確認できるようになってございます。それに基づいて、医師の診断を受けたいという方は申し出ていただくのですけれども、そのような話はなかったように聞いてございますので、ある程度自分のストレスを把握した上で適切に対応できているのだろうという理解をしているところでございます。

以上です。

○安田委員長 高橋委員。

○高橋英昭委員

ハイヤー使用料について、ちょっと勘違いしていましたので申しわけございません。

ストレスチェックについてですけれども、自己管理ということで、必要であればそういった医師の診断を受けるだとか、そういったことは個人に委ねられているということですね。わかりました。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

103ページの徴税費、2項徴税費1目賦課徴収費の19節負担金補助金及び交付金のところで、十勝圏複合事務組合負担金36万1,000円、このことについて施策報告書でも引き継ぎということで8人ということですが、この整理機構の中でどういう対策をとって、徴税を行って、徴税を上げ、徴税率を上げようとしているのか。その中身についてお伺いをいたします。

○安田委員長

林住民課長。

○林住民課長

ただいま滞納整理機構に関係してのご質疑をいただいております。

滞納整理機構については、委員からお話がありましたように、平成28年度は8件ということでお願いをしております、負担金につきましては、区分によりまして徴税費で負担している分と国民健康保険の特別会計のほうで負担しているものということで、案分して負担金のほうは負担しているという状況になってございます。

滞納整理機構に関しましては、町のほうで基本的には滞納者との折衝を続けていくわけですが、その中でなかなか折衝に応じていただけないとか、そういった部分でやむを得ずということで滞納整理機構のほうにお願いをするという形で依頼をしております。

今、ご質問の趣旨は、滞納整理機構のほうでどのように徴収実績を上げているかというようなご質問でございました。基本的には、滞納整理機構の徴収の専任の職員がといますか、各町村からの派遣も含めてでございますけれども徴収に当たっております、それらの町村と引き受けていただく部分としての内容の確認というようなことで、町側との担当者との内容確認作業を行います。その辺につきましては、徴収の対象となる方との折衝ということで進めていくこととなりますが、その中で整理機構が個々の対象者と面談、その他進めていく中で徴収ができる場合もありますが、それらも同じようになかなか徴収が進まないという場合については、滞納処分の対象として地方税法に基づく処分の手続を進めていくというような形になっているかと思えます。

具体的には、財産の確認等も含めて、それら滞納処分、整理できるようなものがある場合においては、そういった部分の滞納処分を進めた上で、そういった部分の債権回収に当たっているように処しているところでございます。

以上です。

○安田委員長

志民委員。

○志民和義委員

何となくわかりました。いずれにしても、町村にまで出向いて、そして町村の担当者と連携とりながらやっているということなのですね。

それ以上のことは、その後は総括で伺います。

○安田委員長 質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

それでは、97ページの行政改革の委員会が開催されて委員報酬なんかも出ているのですが、このお話し合いの中身について、まず1点お伺いしたいと思います。議題といってもよろしいのですけれども、その中身についてお知らせ願います。

2点目、続けていってよろしいですか。

2点目は、87ページの北海道再生可能エネルギーの振興機構の負担金を払っているのですが、町の職員の派遣なり、そのような一般道民の人も参加できるシンポジウムもあるのかもしれませんけれども、今のところ負担金をお支払いしていて、職員が出張されて研修を受けたり、そういうふうなメリットといいますか、そういうふうなことがどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。

3点目、75ページの2級小型船舶の受講料の負担金があるのですが、そのことについて、例えば町のほうでは、町が必要と思われるようなそういうふうな特殊な免許とか、受講について特別なそういうふうな指針があるのか、これが特別な受講料の負担だよというようなことなのか、お伺いしたいと思います。

あともう1点、総括なら総括と言っていたいただいて構いませんが、総務費、各ページに流用がたくさんあります。

○安田委員長

西田委員、総括でそれを。

○西田輝樹委員

そうですか。そうしたら、以上、お願いいたします。

○安田委員長

それでは、松木総務課長。

○松木総務課長

私のほうからは、97ページにございました行革の質問、それから75ページの2級小型船舶の関係についてご説明を申し上げます。

昨年度、行財政改革推進委員会を開催した理由は、行革大綱が中間年に当たっていることで、まず進捗状況のご報告をさせていただくこと。それから、昨年、特別職報酬等審議会の中で代表監査委員の報酬について、ちょっと管内的に見ても業務的に見ても不適切ではないかという議論がございました。人件費等いじる場合は、行革のご意見をいただくという形になってございますので、主たる開催の目的につきましては、以上の2点を目的に行革の会議を開催したところでございます。

それから、75ページの2級小型船舶の講習会の受講料の関係でございしますが、対象はB&G財団の講習を受けて海洋スポーツの指導者となっている方たちの免許、船外機等使いま

すので、免許が必要ということで、これを支弁しているものでございます。

その根拠といいますのは、実は大樹町職員の資格等の取得、または更新に要する費用の負担に関する要項という要綱が設置されてございます。こちらにつきましては、業務上どうしても必要であって、それを持っていないとその仕事に従事させられないであろうと思われるものにつきましては、業務上の必要性として取得するものでございますので、公費負担をしましょうという形で、要綱の中にその受講料を負担すべき幾つかの資格について定められてございます。例えば危険物の取り扱いであるボイラー技士であるとか、社教主事であるとか、その中に小型船舶操縦士という規定を設けまして、この要綱に基づきまして受講料を負担しているものでございます。

以上で、終わらせていただきます。

○安田委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

私のほうからは、87ページの北海道再生可能エネルギー振興機構負担金の1万円の支出の関係をご説明させていただきます。

こちら、堀達也前知事が発起人となりまして創設された機構でございまして、民間企業が中心となって北海道の再生可能エネルギーの情報交換をしようというような団体でございまして、自治体は賛助会員と正会員とございまして、私どもの町は賛助会員として1万円の負担をして加盟しているというものでございます。

総会等研修会等に行っているかということでございますけれども、昨年、平成28年度は出席してございません。ちょっとタイミングが合いませんで、出席しておりませんが、総会設立の際には、私、出席をして、民間の再生可能エネルギーに取り組んでいる業者たちと親しく懇談をしたという経験がございますけれども、ここ数年はちょっと参加していない状況でございます。

以上です。

○安田委員長

質疑ありませんか。

○西田輝樹委員

はい、ありません。

○安田委員長

ほかに質疑ございませんか。

福岡委員。

○福岡孝道委員

先ほどの西田委員の関連なのでございますけれども、2級船舶免許の講習会、まずこれは合格したのかしなかったのか。

それから、これは、庁舎内で異動になったときどうするのか。これは、職員を指名して取

らせているのか。もしも異動ごとによって変わるとなると、職員の異動ごとに免許を取りに行かせなくてはならなくなってくると思うのですけれども、その辺どんなふうに考えているのか、質問いたします。

○安田委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

この受講料で負担いたしました講習会の部分でございますけれども、資格は取得してございます。

それから、異動ごと云々というお話の部分でございますけれども、実は、社会教育に配置してございます職員が中心になりまして、初度、初めてB&G財団に行って海洋スポーツの指導員たる資格、もしくはそういったものを取得する折に、当然小型船舶を使った指導、それから海洋スポーツというのがございますので、それに合わせて、それを取得する初度の場合には受講料を負担しているという状況でございます。

もちろん職員ですから異動がございます。異動後、その負担云々、ずっと社会教育の中の海洋スポーツの指導に携わるということであれば検討する可能性はあるとは思いますが、今のところ、その事例が発揮されてございません。社会教育、海洋スポーツから離れた場合で小型船舶の更新なり何なりという部分はございませんので、とりあえず、今現在この要綱、先ほど申し上げました要綱で規定しているのは、その資格をしょっぱな取りに行かせるための受講料の負担というふうに考えていただきたいと思います。今のところ、離れて更新云々という部分で支弁したケースはございません。

以上です。

○安田委員長

ほかに質疑ございませんか。

志民委員。

○志民和義委員

総務費の総務管理費、諸費の101ページの19節負担金補助金及び交付金の地域コミュニティ推進事業に167万3,000円が支出されております。この報告書でも33行政区となっておりますが、このメニュー、出ているのは環境整備とか防災意識の向上となっておりますが、そのほかに対象となるものがありましたら教えていただきたいのですけれども。

○安田委員長

林住民課長。

○林住民課長

ただいま、地域コミュニティ推進事業の補助金についてのご質問をいただいております。委員からもお話しいただきましたように、実績では33の行政区にご利用いただいているところでございます。利用のどういったものに使えるのかということでのお尋ねでしたが、基本的には行政区内のコミュニティというか、親睦を図るための事業については、基本的に

どのような形のものであっても対象になると思っていていただいて結構かと思います。なかなか具体的に挙げると難しいのですが、町内会の例としては、地域のお祭りであるとか、環境整備をやったあとの懇親会を含めてであるとか、あるいは高齢者を対象にした敬老会的な行事であるとか、そういった部分にお使いいただいているというふうに思っています。

その内容については、行政区ごとにいろいろアイデアを出し合って地域の方々が交流を深めるとか、そういった部分の内容であれば、この事業については対象となります。食糧費については、ちょっと限定で1人当たり幾らかか上限を決めさせていただいている部分がありますが、その他の事業費的な経費とかそういったものを含めて対象としておりますので、区長会議などの場面ではいろいろな場面にお使いいただけるので、ぜひ活用していただきたいと。

仮にそういった部分で内容について確認したいような部分であれば、気軽に相談してほしい、あるいは書類の書き方とかでちょっと面倒な部分があれば、そういった部分もお手伝いさせていただくので、いろいろと相談して、ぜひ地域のコミュニティを、交流を進めていただくために活用していただきたいということで進めている事業でございます。

それから、この中に3年ほど前から地域防災のほうの事業を取り入れておりまして、これは地域の限度額とは別枠として、防災の取り組みを地域で進めていただく場合には3万円限度として、その分の別経費として助成も行っておりますので、その辺もあわせてご活用いただくように推進といたしますか、お願いしているところでございます。

以上です。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

2点お伺いしたいと思います。

1点目は、2款1項1目3節、69ページ、職員の時間外手当の関係なのですが、当初予算1,730万円弱で、結果1,925万円なのですが、実は昨年、大型の台風があって、かなり補正予算を組んだのですが、増になった分が220万円ぐらいですから、この分は災害にかかわる分を除くと当初予算よりも年間の時間外手当については若干減額になったという理解でいいのか、伺いたいと思います。

それから、2款総務費1項総務管理費4目企画費15節工事請負費、お試し住宅の改修工事なのですが、内容として400……。85ページであります。利用が、ワークシティ住宅が3件、普通の住宅が8件で、8件のほうは359日、3件のほうは65日の利用がありますから、多くの利用があって、移住に対する相談に対しても情報提供を受けているということでもありますから、工事の内容の概略をちょっと教えていただきたいと。

以上2点です。

○安田委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、私のほうからは、1点目の時間外勤務手当の関係についてご説明を申し上げます。

当初予算に対しまして、昨年、補正予算をお認めいただきまして、時間外手当の補正をかけてございます。また、これが災害の部分につきましては、直接災害救助活動に当たった8月末から9月初旬、給水活動に関する部分は民生費のほうの災害救助費のほうで時間外手当等は支弁してございます。ただ、私、補正予算の説明のときに申し上げたのですが、関係課、特に被災を受けた関係課におきましては、この間、これ以降、災害復旧のための業務、それから、その間できなかった仕事等が詰まりまして、時間外が非常に増えた経過がございます。

具体的に申し上げますと、建設水道課におきましては、9月、10月、11月が例年に比べるとはるかに増えていると。それから同じく農林水産等も、牧場施設等被害を受けまして、こちらにつきましても9月以降増加しているという経過がございます。

これが、この業務の中に具体的に災害分がどれだけだったのだという部分についてはしっかりと把握する部分は難しいのですけれども、過去の経緯から見まして、毎年の月ごとのを見ていきますと、9月以降に増加しているのは災害によるものと推測できるところでございまして、予算に対して200万円前後増加したというのが主に災害の部分で、災害救助費に計上できなかった災害によるものと理解しているところでございます。

以上です。

○安田委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

85ページのお試し暮らし住宅改修工事の内容ということでございますので、松山町の旧校長住宅の改修の分でございます。こちら、北海道の地域総合補助金もいただきながら行った事業でございますけれども、旧校長住宅は、屋根の張りかえ、それから壁の塗りかえを含めまして内装のユニットバスの設置、あるいは暖房、床の改修等々水回りも含めまして、また和室等々も大幅にやりまして、また窓ガラスも二重ガラスにしたというような工事も含めてこの工事費は481万6,800円の工事を行ったものでございます。

○安田委員長

質疑ありませんか。

福岡委員。

○福岡孝道委員

総務費の79ページ、地域おこし協力隊の講習なのですけれども、総務、それから林業、それから教育のほうにまたがって質問したいのですけれども、まず、大樹町で何名採用しているのか。それから……。

○安田委員長

福岡委員、全部またがったら総括になりますので、総括でやってください。

○福岡孝道委員

わかりました。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

85ページの備品購入費で、これというのは町単費ではなくて、何とか交付金の中で措置されている備品の購入なのをお聞きしたいと思います。

デジタルカメラの12万8,000円ということで購入しているのですが、文書広報費あたりなんかは9万1,000円程度のものなのですが、85ページのデジタルカメラは、移住してきたというかお試しなのか、その人方が使う備品というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○安田委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

85ページ、備品購入費でございます。

デジタルカメラにつきましては、地域おこし協力隊の方が使うカメラでございます、地域おこし協力隊の活動費200万円までが措置されるものでございまして、その中で購入したものでございます。

加湿器、それからハンガープレス器につきましては、地域創生加速化交付金という交付金で、若手芸術家の酪農担い手事業によって購入したものでございます。美術活動の支援をするためというもので、こちらも交付金の対象でございます。お試し暮らし住宅用生活備品、その他の備品につきましては、単独費用でございます。

○安田委員長

そのほか、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時36分

○安田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、108ページから135ページ、3款民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

まず、111ページの十勝地区里親会の負担金を払っているのですが、大樹町において里親の成立と申しますか、里親も二種類あるようですけれども、そういうふうな里親の制度として運営されているようなことがあるのかどうか、まず1点目お聞きいたします。

それから、大樹保育園の委託費で、確か南のほうは90人、北のほうは60人だと思うのですが、……。

○安田委員長

ページ数。

○西田輝樹委員

保育所費。ごめんなさい。とりあえず……。

○安田委員長

一つずつやってください。まず111ページについて。

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

里親についてのご質問ですが、大樹町において里親として登録している、あるいはそういった形で利用しているということはございません。

以上でございます。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

121ページの扶助費の中で、それぞれ重度医療ですとか、ひとり親とか、乳幼児医療、未熟児療育費ということでそれぞれあるのですが、この中で所得制限のあるものとないものというものはあるのでしょうか。

○安田委員長

林住民課長。

○林住民課長

福祉医療費の中の制度について所得制限があるかという部分での質問です。

重度心身障害者医療費、それからひとり親家庭の医療については、所得制限がございます。

以上です。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

113ページの19節の負担金の関係なのですが、ちょっと額が多いので総括でと思ったのですが、ちょっと金額だけ確認させてください。

臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金なのですが、当初予算では2,390万円だったのですよね。実態が3,618万台で1,328万円の増になっているのですが、この増になった根拠を教えてくださいと思います。

○安田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

平成28年度におきまして、臨時福祉給付金は都合2回やっております。一つ目につきましては、昨年度の予算を繰り越した形でやりまして、もう一つにつきましては、補正のほうでお認めいただいてやったということで金額が増えているというようなことでございます。

以上でございます。

○安田委員長

ほかに質疑ございませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

131ページの13節の中に、大樹保育園の児童措置業務の1億7,000万円が町のほうから支払われているのですが、資料によりますと、南保育園には6,500万円、北保育園には、今は措置費と言わないで委託費と言うみたいですが、6,100万円ということで、確か南が90人で北が60人だと思うのですが、ちょっと差が非常に少ないのですが、措置人数というか、委託人数の割には委託金の差がないように私は思うのですが、何か特別な理由はあるのでしょうか。

○安田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

大樹保育園の児童措置業務ということでお支払いしている金額ですが、この金額につきましては、実際、保育園にいる年齢、ゼロ歳児、1歳児、2歳児、3歳児ごとに全部積算してお支払いするようになっています。ですから、例えば未満児が、ゼロ歳児が多ければその分人数が少なくても負担金のほう、委託費のほうが多くいくということになっておりまして、そういった意味での積算をして、委員おっしゃるような形で、ほぼ変わらないような数字になっているということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○安田委員長

ほかに。

西田委員。

○西田輝樹委員

ちょっとしつこいようですけれども、そうしたら北保育園にはゼロ歳児というか、未満児というのが相当偏って措置され、措置という言葉は今はないのかもしれませんが、委託というのか、ちょっと正式な言葉はわかりませんが、北保育園のほうが相当ゼロ歳児及び今の未満児というのが多いということなのではないでしょうか。できれば、具体的な数字を教えてください。何か片方に余りにも負担が多くなると、いい保育といいですか、いい保育もなかなかままならないのではないかなというふうに思っておりますけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

○安田委員長

保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

先ほどの単価の部分ですけれども、もちろん定員によって設定されている保育園ごとの単価が異なるということになりますので、南と北がゼロ歳児が同じ単価ということでもないということもちょっとご理解いただければと思います。

南につきましては、平成28年度におきましては、平均でいきますと大体1.3人くらいということになっております。北のほうは、大体平均で1.0ということで、北のほうが若干少なくなっておりますけれども、単価のほうが若干高いということで、ほぼ同じような数字になっているということで、保育園自体の大きな偏りがあるということにはなっていないということをご理解いただければと思います。

○安田委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

ちなみに、90人定員のゼロ歳児の措置単価、措置単価と言わないのかもしれませんが、60人定員の措置単価というには、どれぐらいの差があるのでしょうか。

○安田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

単価で言いますと、ゼロ歳児は17万4,860円と18万8,160円ということでの差になっております。17万4,000円が南のほう、18万8,000円が北のほうということになっております。

以上でございます。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、134ページから143ページ、4款衛生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

137ページの委託料のミニドックの関係です。

報告で、対象者の16.3%の受診ということだったのですが、総括かなと思ったのですが、当初予算54万7,000円で、16.3%の受診率で38万何ぼって、受診のパーセントが上がったら、当初予算が全然どっとオーバーする様な感じなのですよ。予算の主要の関係のパーセントに対して対象者のパーセントにしたら比率が合わないですよ。ですから、当初から本当は大体該当者の3割ぐらいの受診で見込んでいたのではないかと思うのですが、その辺いかがですか。

○安田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

当初の予算では、対象者のうちの100人程度ということでの予算組みをさせていただいたところですよ。

以上でございます。

○安田委員長

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

139ページの委託費の中で、詳細2次検診業務ということで2万1,000円という余りにも健診業務としては小さな金額と、それからがんドック業務ということで3万円というふうな委託費が出ているのですが、これはほかの普通のドック健診とかがん検診と違って、何かちょっと種類が違うものかなというふうに思っておりますので、この内容についてお知らせいただきたいと思います。

○安田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

139ページの委託料の健診業務の中の、まず詳細2次検診業務でございますが、こちらのほうは、特定健診等で精密検査とか、そういうことで指示を受けた方について、さらに受けていただいた場合の健診業務ということになっております。がんドック業務につきましては、北斗病院のほうに別途委託している検診でございます、例えば北斗でやっているというペットという特殊な、そういうがんドックということでご希望の方等につきましてやっているものでございます。

以上でございます。

○安田委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

普通、ペットなんかについては、従前12万円のが今は6万円ぐらいになって非常に受けやすくなっているというふうには聞いているのですが、それにしても高額な金額で、個人負担のうちのお一人何ぼとかというような助成で、その金額が3万円なのですか。ペットそのものをやっていただくことに対する委託業務ということの3万円なのか、そこら辺をまず一つ教えていただきます。

あと、詳細2次、特定健診の2次検診なんかについても、負担金何百円とかという感じで町のほうではやっているやに聞いているのですが、この金額が余りにも少な過ぎるものですか、2次検診でそんなに受ける方が少ないのかどうかも、今回、確認させていただきたいと思います。

○安田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

がんドックにつきましては、個人負担は5,000円ということになっております。

詳細2次検診につきましては、特定健診によって受けていただく検査の内容が異なってくるということになっております。個人負担は500円ということになっております。

以上でございます。

○安田委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

そうしたら、消費税も入っているのかどうかしりませんが、2万円のやつを500円で割れば、受けた方の人数がわかるということなのですか。

○安田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

済みません。先ほどの答弁ですが、ちょっと訂正させてください。5,000円というのは、1人5,000円分を町が負担しているということで、そのがんドックの内容によって料金が変わるのですけれども、その残りの部分は個人負担ということになっているということで、申しわけございません。

詳細2次のほうは、大体1万円程度かかるのですけれども、そのうち500円を個人負担していただいているということになります。

以上でございます。

○安田委員長

休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○安田委員長

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

141ページの十勝環境複合事務組合の負担金と、それからその下に汚水処理施設共同事業の負担金740万円あるのですが、これはどこに払っていて、どのようなもので、処理するものは何なのかをお聞かせ願いたいと思います。

○安田委員長

林住民課長。

○林住民課長

ただいま141ページ、十勝環境複合事務組合負担金、それから汚水処理施設共同整備事業負担金ということでご質問をいただきました。

十勝環境複合事務組合のほうは、大樹町がし尿処理のほうをお願いしておりまして、その部分を均等割、実績割などの負担に応じて負担しているという部分でございます。この施設が、現在、し尿のほうの処理をしていただいている施設のほうは老朽化が著しいということで、それを新たに処理するものとして、現在、帯広市近隣の町のほうが下水道の処理を行っております十勝川浄化センター、こちらのほうにし尿の処理もあわせて行うということでの整備を進めているところでございます。

こちらのほうは、下水道の処理と、それから、し尿処理をあわせてやるというような形で現在工事も進めています。汚水処理施設共同整備事業という中で、し尿の受け入れも行っていくという形になってございます。こちらのほうが下水に関する部分等あるというようなことがありまして、基幹事業、下水処理の部分と効果促進としてし尿処理を受ける部分というような区分を分けて費用負担をしていくという考え方になっております。

それで、浄化槽のほうの下水の処理をしていく部分に加わっていく分として、こちらの汚水処理施設共同整備事業負担金の負担金が発生しておりまして、こちらのほうは帯広市のほうに負担をするという形での支出になってございます。

以上です。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時04分

○安田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、142ページから145ページ、5款労働費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

労働費の関係で、労働費、労働費、労働諸費というところで、一番最後の145ページ、19節負担金補助金交付金、一番下の通年雇用促進支援事業負担金5万2,000円何がしということですが、この事業、平成28年度はどのような事業をやったのか。雇用促進にどのぐらいつながったのか、お伺いいたします。

○安田委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

雇用促進支援事業負担金につきましては、南十勝雇用促進協議会の事業でございまして、平成28年度の実績でございますけれども、協議会を開催しておりまして、3名の出席をしております。また、人材登録、求人情報、アンケート調査等々行っておりまして、それぞれ人材登録で2名、求人情報で2名、アンケートで3名の出席をしております。また、セミナーに1名参加してございます。技能講習はフォークリフトの技能講習で1名の参加をしております。

以上でございます。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

145ページの中小企業退職金共済制度助成金についてお伺いいたします。

制度については主要成果報告のほうでなっておりますので2点ほどお聞きしたいのは、対象事業所というのが17事業所というふうに報告ございますけれども、町のほうではこの制度の対象になる企業というのはどれぐらいマックスでといますか、考えておられるのかが一つと、農業法人とか、そういうふうなところでも法人になっていればこの制度に乗れるの

かをお伺いしたいと思います。

あと、モデル事業で、例えば月々2万円で10年なら10年支払ったらこれだけ退職金出るのだよというような、モデル試算みたいなのがあれば、それを教えていただきたいと思います。

○安田委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

退職共済の関係でございますけれども、補助制度につきましてはよろしいということですので、商工会を通じまして行っておりますので、農業だから農業でないからということはないのですけれども、商工会を通じて対象としているということでございます。

退職共済に入っている者の区分でございます、ほぼ対象となる者は加盟しているのかなと私どもはちょっと把握しておりますけれども、実際、対象になるのに加盟していないところもちょっと把握していないところもございまして、そこはPRも今後していく予定はありますけれども、商工会ともまた調整をしていきたいなと思っております。

試算のモデルですけれども、ちょっと今すぐというのはできませんが、後ほどでもよろしければお示ししたいと思います。

○安田委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

ちょっと聞き漏れて理解不足ですので、もう一回確認させてください。

法人だったら農業でも漁業でも何でもいいというふうに理解してよろしいでしょうか。それによってPRの仕方も商工会のほうにおんぶに抱っこではなくて、もっと全町的なPRの方法ですか、何かそういうふうなことも必要でないかなと思うのですが、その1点、再度お伺いいたします。

○安田委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

現在、商工会を通じてのみ行っておりますので、商工会以外で該当になるかというのはちょっと確認をしていないところもございまして、ちょっと確認させていただきたいと思えます。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

柚原委員。

○柚原千秋委員

165ページの委託料なのですが、今、農業でないの。

○安田委員長

まだです。

○**柚原千秋委員**

失礼しました。

○**安田委員長**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○**安田委員長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、144ページから169ページ、6款農林水産費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

柚原委員

○**柚原千秋委員**

大変失礼しました。165ページの委託料、立木調査業務とあるのですけれども、これは伐採するための調査なのでしょうか。何の調査なのでしょうか、それを聞かせていただきたい。

○**安田委員長**

瀬尾農林水産課長。

○**瀬尾農林水産課長**

立木調査業務でございますが、町有林の中で主伐を迎えた立木を売り払うために調査を行う業務でございます。平成28年につきましてはトドマツ22.97ヘクタールの調査を実施したところでございます。

以上でございます。

○**安田委員長**

ほかに質疑ありませんか。

柚原委員

○**柚原千秋委員**

その下の使用料及び賃借料の中で、野ネズミ駆除、私も毎年のように森林組合から来るから知っているのですけれども、昔は野ウサギもやられたような気がするのですけれども、野ネズミ、これ何ぼ、どのぐらいの林齢というのかな、植えてからどのぐらいまでを必要なのかなということをお聞きしたい。

○**安田委員長**

瀬尾農林水産課長。

○**瀬尾農林水産課長**

野ネズミの被害でございますけれども、基本的には若齢林が被害になっているというふう
に言われておりますけれども、現地のほうを確認しますと若齢林以外に高齢林も被害に遭っ

ている実態にあります。特に高齢林につきましては、樹木の周りをぐるりと食害をされますと、樹木の成長も著しく損なうという形で、私ども、年に数回、野ネズミのユサック調査と
いうのを実施いたしまして、その中でプロットを作成しましてピーナッツを餌にしてパン
チュートラップというものを仕掛けるのですけれども、それで、ことしはどれぐらいとれる
かというのを勘案しながら、ネズミの殺鼠剤を散布する箇所を決定しているところでござい
ます。

以上でございます。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

福岡委員。

○福岡孝道委員

165ページの備品購入費、GPS測量機器なのですけれども、まず新規で買ったと思う
のですけれども、以前の機種はどうされたのか。下取りしたのか破棄したのか、故障して使
えなくなったのか、そこをまず最初にお聞きしたいと思います。

○安田委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

備品購入費のGPS測量機でございます。

平成19年に購入いたしまして9年が経過した機械を従前まで使って活用してございま
した。しかしながら、GPSの電波がたびたびつながらなくなるなど、ちょっと故障が絶え
なかったものですから、購入元に相談したところ、部品も欠品をされていて修理がまならな
いということでございましたので、平成28年に後継機種を購入したところでございます。

以上でございます。

○安田委員長

福岡委員。

○福岡孝道委員

それでは、このGPSを使うに当たって、どのような作業、GPSもいろいろな精度があ
るのですね。ミリ単位を測る機種もあればセンチ単位、または50センチ単位、1メーター
単位、それから二、三メーターまでいいという、どの程度の精度が必要な業務なのか、ちょっ
と教えていただきたいと思います。

○安田委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

済みません。先ほど古い機械をどうしたのだというのがちょっと答弁漏れして大変申しわ
けございません。古い機械は廃棄処分という形で廃棄をしております。

この測量の精度でございますけれども、山の測量でございます。基本的には5,000分

の1の測量で山の補助申請を行っているという形なものですから、5,000分の1の精度なのですが、実際には電波の入りぐあいによりまして本当に数センチ単位まで精度が高まるものもありますし、中にはどうしても樹木など枝が障害になりまして精度も劣る結果となっております。しかしながら、先ほど言ったように補助申請の中では5,000分の1の精度を求められておりますので、この精度に基づいたGPSを活用しながら測量をして補助申請の図面としているところでございます。

以上でございます。

○安田委員長

福岡委員。

○福岡孝道委員

通常、GPSはほとんど壊れないというか、ラジオと同じなので回転する部分がないという形でほとんど故障はないのですけれども、先ほど感度が悪くなったということで、入れかえたということなのですけれども、その上に、これは委託費の中にGPS測量機器の保守管理業務という形で5,4000円あるのですけれども、これは新規購入した機種 of 保守管理なのですか。通常、こういう機器に関しては、1年間はそういう保守点検については保証がついていると思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○安田委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

今の保証の関係なのですが、基本的には操作に対する保守という形になってございます。機器につきましては、通常メーカー保証という形でそこで保証されるものですから、操作に関する委託というのでしょうか、ものでございます。

以上でございます。

○安田委員長

福岡委員。

○福岡孝道委員

であれば、次年度以降は、この保守点検の費用はかかってこないということですね。

○安田委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

繰り返しで大変申しわけございません。操作に対するものでございますので、翌年以降もこの部分については必要というふうに考えてございますので、引き続き予算のほうの計上をしたいというふうに考えております。

○安田委員長

福岡委員。

○福岡孝道委員

先ほども申し上げたとおり、なかなか壊れる機械ではないので、次年度以降、保守管理費用ですか、この辺はちょっと考慮されてもいかがなものかなと思っております。

以上です。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

165ページの町有林費の15節工事請負費なのですが、当初予算を決めるときに、町有林整備事業工事については、私の理解が正しければ、面積が増えたので平成27年度より増額になって5,690万円ということになっていたのですが、実際が、実行結果が3,714万円で終わっています。ここの差は、当初の説明と食い違いがあるような気がするので、中身を教えてください。

○安田委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

当初、計画どおり実施を行うという形で計画をしてございましたけれども、平成28年台風の強風等の影響によりまして大幅な見直しも余儀なくされたところでございます。また、作業員の確保等々にもよりまして、今回、平成28年については、まず緊急性の高いところから実施をするという形で、当初の計画と若干変更した中で町有林の整備事業を実施したところでございます。

以上でございます。

○安田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

台風の影響などで見直したということになりますと、その見直した結果によっては、平成29年度、30年度以降に整備事業がずれ込んだりして実行せざるを得ないという理解でよろしいのでしょうか。もうしないのか、どちらですか。

○安田委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

当初は単年で被害木の整理を行うという計画だったのですが、残念ながら単年ではできなかったものですから、数年に分けて被害を受けた立木についても間伐、あるいは支障木の除去を実施するという形で進んでいるところでございます。

以上でございます。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

町有林の成果報告で……。

○安田委員長

ページ数を言ってください。

○西田輝樹委員

165ページの16節の原材料費で1,000万円ほど支出されているのですが、報告書の中にもそれぞれの面積があるのですが、町有林、多分アバウト4,000ヘクタール所有しているのですが、このような整備で、ぐるっと通常50年ないし60年と言われているようなローテーションでちゃんとできるのか、ちょっと心配なことが1点と。

次、167ページの……。

○安田委員長

一つずつやってください。

○西田輝樹委員

一つずつやりますか。はい。

○安田委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

原材料のところでございます。

町有林につきましては、基本的には適地適木という形で、今、町有林はカラマツを主体に造林のほうを行っております。カラマツの場合ですと、通常50年ほどで主伐を迎えるという形でございます。この50年の主伐を目安にしながら下刈り、そして除間伐、そしてネズミの駆除等々を行いながら実施しております。

ただ、箇所数も、町有林は、豊頃、湧洞地区も含めると約4,000ヘクタールございます。当初、計画どおり行う計画でありましたけれども、年々労務者の確保等々若干厳しさもありますけれども、できる限りこのサイクルを守るような形で町有林の整備を行っているところでございます。

以上でございます。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

167ページの沿岸漁業資源増殖試験事業補助金50万円ということで支出されているのですが、ホッキとかワカサギなんかのことも書いてありますが、これは何のことを言うのでしょうか。

○安田委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

沿岸漁業資源増殖試験事業でございます。これはエゾバイツブの増殖試験事業でございます。沿って、エゾバイツブの母貝の移植放流、または卵の放流等々を行っている事業でございます。

以上でございます。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、168ページから177ページ、7款商工費の質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

○安田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、176ページから189ページ、8款土木費の質疑を行います。

質疑はありますか。

西田委員。

○西田輝樹委員

189ページの寿町団地1号の建設工事について若干お伺いします。

8,900万円ということなのですが、これは公営住宅の補助と、それから起債ということで、4,500万円とかのオーダーで二つあって、ほぼ9,000万円だなというふうに思っているのですけれども、当該年度の一般財源の投入というのは、この事業についてはなかったのでしょうか。

○安田委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

公営住宅の建設につきまして、事業費8,987万2,200円、そのうち補助金につきましては4,263万8,000円で、起債につきましては4,590万円、一般財源につきましては133万4,200円ということの財源措置をさせていただきます。

以上でございます。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、188ページから193ページ、9款消防費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時30分

○安田委員長

再開いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時00分

○安田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

さきに西田委員から質疑のありました145ページ、中小企業退職共済金助成金についてですが、黒川企画課長から説明をいただきます。

黒川課長。

○黒川企画商工課長

午前に質問いただきました大樹町中小企業退職金共済制度奨励につきましてご説明をさせていただきます。

中小企業退職金共済制度と北海道中小企業従業員退職金共済制度、特退共と申しますけれども、この二つの制度に該当する者が本補助金の対象になるものでございます。

中小企業退職金共済制度につきましては、委託窓口で受け付けを行っておりまして、委託窓口は商工会でありますとか、信金、銀行などでございます。数多くありますが、商工会、商工会議所、青色申告会などと、それから金融機関、都市銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合など労働金庫も含まれますけれども、こういったところが窓口となるものでございます。ただ、農協漁協につきましては、委託窓口にはなっていないというものでございます。

加入できる者等要件としましては、要件を満たす者であれば農業、漁業、職種は問わないというものでございまして、農業法人等でも加入することは可能であるということでございます。

大樹町の実態ですが、今現在ちょっと把握しているところだと、農業の加入は、信金を通じては今のところないというふうに聞いておりまして、一つの法人に聞きますと、加入はしていないと、自社で自主的に積み立てている部分はあるというようなことの回答でございました。

それから、北海道中小企業従業員退職金共済制度につきましては、これは北海道でございまして、北海道の北海道商工会連合会が承認を得て行っているものでございまして、大樹町では商工会のみが窓口となっているものだというふうに聞いております。

以上でございます。

○安田委員長

よろしいですか、西田委員。

○西田輝樹委員

はい。

○安田委員長

次に、192ページから237ページ、10款教育費の質疑を行います。

質問はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

205ページの小学校と、それから209ページの、それぞれ役務費の学力検査コンピューターの診断料ということで、それぞれ小中学校費で決算されているのですが、その分析結果というのは、教育委員会として出力としての結果をどのように考えているのか、または、その利用は多分教育研究所なんかで学力分析もさらにされていると思うのですが、その利用状況及び分析結果をお知らせいただきたいと思っております。

○安田委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

この学力検査コンピューター診断料の関係でございますけれども、各小学校、中学校において診断しているわけですが、その診断結果については、教育委員会に直接数字の報告とかはございませんで、教育研究所のほうで活用しているという状況でございます。

以上です。

○安田委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

教育研究所のほうで分析されているのではないかなとは、それはそれでよろしいのですが、でも、教育委員もおいでのことですし、校長会もあることですし、教頭会もあることですし、推進委員会もあることですので、ぜひそのような個人データに関してはいろいろ分析ということではなくて、大樹町の学力というか、一般的な学校教育での陥没点については共通認識される第一歩かなというふうに思っているのですが、今後、その利用についての拡大といったらいいのか、何という言葉がちょっと、そのような教育委員も含めてご利用いただくようなことにはならないのでしょうか。

○安田委員長

板谷教育長。

○板谷教育長

公費で毎年C R T学力検査の結果を診断していただいております。

中身につきましては、個人票が出てきますし、学年別の集約結果、学級ごとにも出てきております。学校現場としては非常に助かるデータで、それをもとに児童生徒並びに保護者にお知らせしております。町村によっては、この負担、個人負担のところもありますが、本町の場合は皆さんのご理解のおかげで毎年できていますので、経年変化を見ることができて非常に有意があります。

校長会はもちろんですが、各学校でかなり分析しております。教育委員会のほうには各学校からその報告も上がってきています。詳細については、先ほど角倉課長が申したように、教育研究所で詳しく分析してペーパーでもお知らせしています。当然、教育委員会にも報告して、現状、それから今後の課題等分析しています。

公費を費やしての分析でございますので、さらに生きるように指導していきたいと思えます。

○安田委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

教育委員会ですとか、関係の教育に携わる人方の共通資料として活用されていることはわかりましたけれども、そういうふうなことは人的な配置のことですとか、それから教材の整備のことですとか……。

○安田委員長

西田委員、予算関係ないから総括。

○西田輝樹委員

はい。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

教育費、社会教育総務費、219ページの13節委託料、真ん中辺に、地域おこし協力隊定住支援研修業務ということで153万円ほどありますが、この支援業務というのは一体どんなものかということをお知らせ願います。

○安田委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

ここにあります地域おこし協力隊の定住支援業務でございますが、まず、個別による支援業務、それと集団というか集合しての研修業務ということで、春と秋に地域おこし協力隊が集まって行う研修ということで、その集団の研修は2回、それと個別によります当町に来ていただいての地域おこし隊の支援、業務の内容とか、これから卒業というか期間満了後における定住に向けての支援、それと業務のフォローアップということで支援をいただいた業務でございます。

○安田委員長

志民委員。

○志民和義委員

集団はわかりました。それで、個別のことについても終了後の支援ということなのですが、その内容は同じような研修ということですか。

○安田委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

個別におきましては、毎週、活動における活動報告を週報という形で委託業者に送り、それをもとに委託業者からアドバイスをいただいて、今後の活動に向けていくというようなことでございます。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

201ページの上から3段目に大樹高等学校の検定に対する補助金が出ておりますけれども、具体的に成果として英検ですとか漢検ですとか、ちょっと僕、中身わかりませんので、どのような受験に応援していて、その合格といいますか検定が、合格しているような人数ということなんかについては把握されているのでしょうか。

○安田委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

検定料の内容についてですけれども、ビジネス文書実務検定、それから日本漢字能力検定、珠算電卓実務検定、実用英語技能検定、実用数学技能検定、保育技術検定、社会人常識マナー検定、簿記検定、食物調理技術検定というような、またそのほかにも被服製作技術検定など各種にわたっておりますけれども、全部で122件の66人の合格者に対して助成しているという内容になってございます。

以上です。

○安田委員長

ほかに質疑ありますか。

西田委員。

○西田輝樹委員

あともう一つ、199ページに、ちょっと科目探したのですけれどもなかったの、そこに入っているのかなと思われるところで、下から二つ目に大樹高等学校振興会補助金というのがありますが、有朋高校に対する助成というか、支援を従前していたと思うのですが、ちょっと科目が見あたらなかったの、この科目でいいのかということが1点と、それから補助しているのだとしましたら、それにかかわる補助金と、それから在学生在が何人いるのか、それを教えていただきたいと思います。

○安田委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

有朋高校の授業につきましては、大樹町では現在補助はしておりません。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時20分

○安田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、236ページから239ページ、11款災害復旧費の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、238ページから241ページ、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費までの質疑を行います。

質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質問なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

休憩をいたします。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時30分

○安田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

続いて、一般会計の歳入、22ページから65ページまでの一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高橋委員。

○高橋英昭委員

徴税の滞納繰越について質問いたします。

今回、徴税の個人で61万6,451円、固定資産税で6万5,500円の不納欠損処理をしています。その内訳は、時効成立が4件、処分停止期間の経過が2件、本人死亡によるものが1件、合わせて7件となっております。

そこで、町民税の個人滞納繰越分について伺います。平成28年度の滞納繰越額は69件の534万9,871円となっております。平成27年度では63件、590万8,425円と。これに比べて、件数で6件の増と、額では逆に55万8,554円の減少をしています。

しかし、不納欠損額61万6,451円を加味すると、実質では5万7,897円増となり、件数、額とも前年より後退していると判断しているのですけれども、これで間違いはないでしょうか。

○安田委員長

林住民課長。

○林住民課長

ただいま町民税の不納欠損額及び滞納繰越額についてのご質問をいただいております。

それにつきましては、委員ご指摘のとおりで間違いがないというふうに判断しております。その年の情勢によりまして、徴税が必ずしもうまくいかないというような場合もあります。ただ、今年度の町民税の徴収に関しましては、現年分と滞納繰越分、それぞれで見ますと徴収率そのものは下がっているのですが、それを合わせた徴収率を見てみると、比率としては上がっているというような傾向もありまして、総体的には例年と同じような形での徴収ができたのかなというふうに判断しているところでございます。

以上です。

○安田委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

徴収額は前年と変わらないということで、それは理解できますけれども、今回、全部で7件の不納欠損処理をしたわけですが、この中には町民税だけを捉えますと、1件が町内と、4件が他町村に転出しているということで、実際面、こうなる前に執行権を行使した経緯があるのかどうか。徴税の場合、強制徴収ができるわけですが、そういったことをやったかどうか、ちょっとお聞かせください。

○安田委員長

林住民課長。

○林住民課長

個別の案件について、今詳細を持っていませんので控えさせていただき、一般的な対応として説明をさせていただきたいと思っております。

基本的に滞納があった場合、納期限後20日以内には督促を出すと。督促で定めた納期限を過ぎた場合、その後については呼び出しをかけるでありますとか、催告書を送るとか、そういった形でなるべく個人折衝ができるような形で対応させていただいているというような状況でございます。そういった中で、納税の誓約、約束事によって分納をされていく方ありますとか、そういった形でなるべく本人の生活事情なども勘案しながら納税をお願いしていくというような対応をとっているところでございますが、中には、それらにに応じていただけないような方、あるいは実際の生活の中でやはり困窮してなかなかお支払いをいただくことが難しい方というような形で、ケースによってはいろいろな場面があると想定しています。

対応としまして、それらの方々に対して、実際に、例えば働いている方であれば給与所得が税を納めるだけの余裕がないのかであるかと、あるいは預金とかそういった部分の余力はないのかというような形の調査をかけさせていただいた上で、余力があると判断できた場合については、それらの回収にも努めているというようなところでございます。

そういった中で、例えば生活保護になられているような方については、生活の困窮というのは明らかなのですけれども、町内に在住している方については、そういった中でも納税をする意思があるかどうかというようなことを確認しながら、できる範囲での納税をお願いし

ているというのが実態でございます。

今回、主に不納欠損をさせていただいている町内の事例という部分では、町内にいる時点でそういう生活の困窮などが見受けて、折衝の中ではなかなか納税をいただけないという状況で、転出先においてどういう状況かということも把握させていただいて、現在の居住町村に対しての調査でありますとか、本人への確認ですとか、そういった中で確認をさせていただいた中で、引き続き生活が困窮して徴収が困難、あるいは転出先の居住地においても生活保護が受給されているというような、そういう実態を把握した上での不納欠損処理という形で対応させていただいているところです。

以上です。

○安田委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

税の徴収に当たっては、町職員が一生懸命やっていることは理解しています。そういったことで滞納整理機構等にも措置しているのもわかっていますし、あと財産の差し押さえとかそういったことも監査委員の報告書の中で出ておりますので十分理解できますけれども、どうか、税というのはやっぱり平等に支払わなければならないということで、払わないといったことで得するようなことのないように、ぜひ、今後ともやってほしいと。

悪質というか、何回も請求しても納めてくれない方にはどんどん整理機構に送って、やはり、ぜひ、公平性を期してほしい、そのことをお願いしたいと思います。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出全般において、事項別明細書に記載されている内容で質疑漏れのあった方で特にお聞きしたい方がおりましたら、質疑をお受けいたします。

高橋委員。

○高橋英昭委員

歳入で質疑漏れがありました。

35ページ、上段に衛生使用料、墓地の使用料なのですが、300円という額が載っています。額が余りにも少ないので、これはいかがしたのかなと、そういうことでちょっと伺います。

○安田委員長

林住民課長。

○林住民課長

ただいま、墓地の使用料について300円という額は正しいかというようなご質問であったかと思えます。

大樹町は、墓地条例によりまして11カ所の墓地を指定しております。この中で、使用料を徴収して使用していただいている箇所につきましては、大樹、開進、尾田の3カ所ということになってございます。それぞれの墓地について、その区画の面積によりまして300円から3,000円の使用料の料金設定がされているところでございます。平成28年度につきましては、大樹墓園の300円区画、3等地でございませうけれども、そこが1カ所新たに使用者がいたということで、1件、300円ということで間違いございません。

○安田委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

その辺については了解いたしました。

もう1点ちょっと済みません、53ページ。財産収入の土地建物受入収入で収入未済額が13万7,600円あるのですけれども、これについて内容をお聞かせください。

○安田委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

財産収入の収入未済額の関係でございませう。

この内容につきましては、その右側に書いてございませう、その他の建物貸付料の収入未済額でございませう。具体的に申し上げますと、松山町の旧教職員住宅から町有財産に移管した住宅がございませう、こちらにつきましては住宅をお貸ししているところでございませう。そのこの1戸の方なのですけれども、1件が家賃を納めていただけなかった。8カ月分でございませうけれども、これが滞納されたということでございませう。もちろん、滞納が始まった段階で随時納入のほうをお願いしてきた経緯がございませうけれども、どうしても平成28年度中に納めていただけなかったということで、収入未済額として計上してございませう。

なお、参考までに、私ども何度も対応もいたしましたし、ご連絡もさせていただきました。また、公営住宅等と違いまして、あくまでも財産を行政処分の中でお貸ししているものですから、これ以上ためますと退去していただくというような最後通知もしているところでございませう。平成28年度は残念ながらその時間内に納まらなかったのですけれども、平成29年度着実に滞納分も含めて今現在納入していただいているところでございませうので、私どもとしては、その納入時期を見ながら、退去を勧告すべきかどうかという判断をさせていただきたいと考えるものでございませう。

以上です。

○安田委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

了解いたしました。

○安田委員長

ほかに質疑はありませんか。

福岡委員。

○福岡孝道委員

地域おこし協力隊についてなのですけれども、今現在、大樹町で何名採用されているのか。それから、総務、林業、教育のほうで歳出があるのですけれども、これは総務のほうは392万9,000円、林業が218万6,400円と差があるのですけれども、これは人数によって違うのか、そこをちょっとお知らせください。

○安田委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

地域おこし協力隊、現在の人数でよろしいですか。平成28年度でなくて平成29年度。

○福岡孝道委員

平成28年度。

○黒川企画商工課長

平成28年度は、企画に2名、それからの農林で1名、教育委員会で2名でございます。報酬の違いについては、要領がございまして、月額16万円ちょっとの金額で決まっておりますけれども、それに手当がつく場合がありますので、通勤手当とか、それで若干差が出てきます。交付金の対象となるのは、報酬としては200万円までということになっておりまして、それに通勤手当、あるいは住居手当等々がついた場合は、それはそれで対応になるというようなことで、若干の個人差が出てくるということでございます。

○安田委員長

ほかに質疑はありませんか。

福岡委員。

○福岡孝道委員

報酬等含めて200万円で、旅費はその中に入るのですかね。例えば総務のほうで392万9,000円ということは、半分に割りますと196万円ですか。それで旅費が41万7,000円で、半分に割ったら20数万円で、200万円を超えてしまうのですけれども、それは構わないのですか。

○安田委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

報酬等で200万円にして、活動費としてまた上限が200万円まで使えることになっておりまして、その活動費の中に車の借上料ですとか出張旅費、研修会に行く旅費とか、あるいは消耗品を買う、午前中にもありましたけれども、カメラを買うとか、ある程度の備品が

認められておりますので、そういった活動は別に用意されているということで、旅費は報酬の中には含まれておりません。

○安田委員長

福岡委員。

○福岡孝道委員

それでは、町のほうからの持ち出しというのは一切ないということでもいいのですね。

○安田委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

原則ないということですが、場合によって町からお願いする仕事で活動費に見合わないものがある場合は、別にお願ひするような消耗品など買い与えたりする場合は若干ございますけれども、ほとんどない。原則は、200万円の報酬と200万円の活動費で賄っているということでございます。

○安田委員長

福岡委員。

○福岡孝道委員

そうであれば、管内の町村で最大19名採用しているところもあるわけですね。先ほど同僚委員からもいろいろ質問あったかと思うのですが、有害駆除のほうでそういった人を採用することは可能なのですか。

○安田委員長

企画商工課長。

○黒川企画商工課長

ちょっと私の分野ではないのですが、例えば有害駆除のハンターを雇うとか、いろいろな町で活躍できる仕事をお願いするということではできると思います。ただ、人数が多いとそれだけいろいろな人が来ますので、私どもは選考で選んでおりますが、どこも選考で選んでいると思うのですが、その中でうちの町で頑張ってくれそうな人という方を選んでいるつもりでございまして、人数につきましては、状況に応じてというふうに考えているところでございます。

○安田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出全般の質疑を終了いたします。

◎延会の議決

○安田委員長

お諮りいたします。

日程の都合により、本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○安田委員長

異議なしと認めます。

本日の委員会は延会とすることに決しました。

◎延会の宣告

○安田委員長

よって、本日の決算審査特別委員会を延会いたします。

閉会 午後 1時46分

平成28年度決算審査特別委員会会議録（第2号）

平成29年9月14日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

委員席の指定

- 第 1 委員会記録署名委員の指名
- 第 2 認定第 1号 平成28年度大樹町一般会計決算認定について
- 第 3 認定第 2号 平成28年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定について
- 第 4 認定第 3号 平成28年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 5 認定第 4号 平成28年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
- 第 6 認定第 5号 平成28年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 第 7 認定第 6号 平成28年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 第 8 認定第 7号 平成28年度大樹町水道事業会計決算認定について
- 第 9 認定第 8号 平成28年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

○出席委員（10名）

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 1番 船戸健二 | 3番 杉森俊行 | 4番 松本敏光 |
| 5番 西田輝樹 | 6番 菅敏範 | 7番 高橋英昭 |
| 8番 安田清之 | 9番 志民和義 | 10番 福岡孝道 |
| 11番 柚原千秋 | | |

○欠席委員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|----------------------------------|---------|
| 町 長 | 酒 森 正 人 |
| 副 町 長 | 布 目 幹 雄 |
| 総 務 課 長 | 松 木 義 行 |
| 総 務 課 参 事 | 大 林 一 博 |
| 企画商工課長兼航空宇宙推進室長兼
地場産品研究センター所長 | 黒 川 豊 |

住 民 課 長	林 英 也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	村 田 修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬 尾 裕 信
建設水道課長兼大樹下水終末処理場長	鈴 木 敏 明
会計管理者出納課長	高 橋 教 一
病院事務長	伊 勢 巖 則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬 尾 さとみ

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長兼学校給食センター所長	角 倉 和 博
社会教育課長兼図書館長	井 上 博 樹

<農業委員会>

農業委員会会長	鈴 木 正 喜
農業委員会事務局長	水 津 孝 一

<監査委員>

代表監査委員	澤 尾 廣 美
議選監査委員	齊 藤 徹

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	小 森 力
主 査	真 鍋 智 光

◎開議の宣告

○安田委員長

ただいまの出席委員は10名であります。

定足数に達しておりますので、本日の委員会を開きます。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 委員会記録署名委員指名

○安田委員長

日程第1 委員会記録の署名委員の指名を行います。

委員会記録の署名委員は、規定により、委員長において、

11番 柚原千秋委員

1番 船戸健二委員

を指名いたします。

◎日程第2 認定第1号

○安田委員長

日程第2 認定第1号平成28年度大樹町一般会計決算認定についてから、日程第9 認定第8号平成28年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまで、以上、8件を一括議題とします。

認定第1号平成28年度大樹町一般会計決算認定についての歳入までの質疑が昨日終了しております。

本日は、認定第1号平成28年度大樹町一般会計決算認定についての総括質疑から始めます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○安田委員長

ご異議なしと認めます。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

柚原委員。

○柚原千秋委員

同僚委員がエゾシカ有害駆除の質問をしました。私は、被害者農家の立場として少し申し上げたいと思いますので、ひとつ聞いてください。

私、議員になって、今年で丸6年過ぎて7年目になるのですが、その間に私の地区でも私

のところ、熊3頭駆除しました。わずか6年の間ですね。毎年、私もびっくりしました。一番最初、熊が私の畑に来て、ビートをやられたのを見て、ああと思って。わずか6年の間に毎年熊が出没して、同僚委員の質問の中で、ご答弁の中では、年間、鹿も含めて五千数百万円の被害を受けていると。これは本当に大きな私は被害だと思います。

そこで、熊だからどうにもならんのですけれども、熊の檻、これがまだ少し足りないのではないかなと私は思うのです。熊の檻を仕掛けて、餌になるもの、夏は駆除した鹿をそこへ持って行って置くのだそうですけれども、夏はやっぱり腐って、そしてその臭いがついてとかということで、なかなか大変らしいのですが、我々畜産農家は、牛の胎盤なんかも非常に出来ます。檻に仕掛けて、その中に餌を入れて、食べようとして引っ張るときにかちんと落ちるのですが、それだけでは、もうなかなか熊は学習して入らないのだそうです。ハンターの話ではですね。入る前に、その周辺で食べる、覚えさせて、そして最後に中に入れて、これなら大丈夫だなと、中に入れてもすっと落ちないように仕掛けして、そして、これは大丈夫なんだと安心させて、させておいて餌を仕掛けて、すっと落ちるようにする、時間もかかるのですね。

この檻も、どのぐらいあるのかわかりませんが、これを私は増やしたらいいのではないかなと思うのですけれども、いかようなものでしょうか。

○安田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、有害鳥獣駆除の方法についてのご質問をいただきました。

先般の一般質問でもご質問をいただいて答弁をさせていただきましたが、大樹町内での熊、鹿、キツネ、または鳥等の有害鳥獣の駆除が発生しているということ、そして、農林業に大きな被害があるということ、有害鳥獣という部分でいえば、海のほうの被害もあるということも含めて、大樹町内の1次産業に被害があるということでもあります。

最近になって、減少傾向にあるということではありますが、エゾシカに限っても、年間で5,000万円以上の被害があるという状況は私も存じております。また、熊についても、町内で駆除を進めておりますが、昨日も1頭、拓進で熊の捕獲がありました。それは、囲いわな、囲いおりで捕獲をしたということで、かなり大きな百数十キロの雄だったということで、私、写真も見ましたけれども、そういう現状が今現在も進んでいるというのは認識をしております。

私も実際に熊の被害に遭ったビート畑等を視察したことがありますが、電牧柵を巻いているにもかかわらず、その下から進入して、作物であるビートを食い散らしているという状況も実際に現場で確認をしたこともあります。

熊の駆除等の方法としては、銃による捕獲もありますし、今、委員がご指摘のとおり、囲いわなを使つての捕獲というものもあるというふうに理解をしております。

大樹町では、農協等からご協力をいただいて、わなを作製いただいて寄贈をしていただい

ております。今現在、ちょっと何基あるか、私、正確な数字を把握しておりませんが、大樹町内にあるわなについては、猟友会の皆様に管理をしていただいて捕獲を進めているところでもあります。

今後、罟を増やしてはどうかというご質疑でありますので、実際に増やした罟を猟友会の皆様が有効に活用できるかどうかも含めて検討しなければならないかなというふうに思っております。

先般のご質疑でもありましたとおり、猟友会の有害駆除に携わっている方々が減ってきているというようなこともありますので、せっかく作った檻が有効に活用できないという事態は避けなければならないというふうに思っております。

また、一度捕獲に成功したわな、そしてその場所は、熊も賢いですから、その罟には入らないというようなこともお聞きをしておりますので、そういう点も含めて、今後、有害鳥獣駆除の形でどういう形がとれるかについては、猟友会、または生産団体である農協等とも相談しながら進めていきたいと思っております。

○安田委員長

柚原委員。

○柚原千秋委員

私の話、それは参考になると思うのですけれども、そこがビート防除していて、そして行くと、ビート畑からによくっと立ち上がったというようなことで、農家は、春にビート植えてから秋の収穫までやっぱり毎日のように見回りして、雑草が生えれば雑草を刈りにいったりなんかするのだよね。本当に、襲っては来ないのだろうかとかわからないけれども、やっぱりそういう身の危険をやっぱり感じるので、大樹では幸い熊にやられたなんていう人はいないのですけれども、数年前に川西の清川とかあの辺で、山菜とりしているおばさんが熊に襲われて死んだという話もありましたから、私もその現場を見たのですけれども、全く農地の中のようなところでやられたと、どこにいるかわからないので、その辺は生命にかかわるといったら大げさかもしれないですけれども、身の危険を感じるので、対策をしっかりしていただきたいと思っております。

次に、鹿ですけれども、これもまた、私、余りよく知らないし、80歳ぐらいの尾田地区のハンターの人に聞くと、「俺たち若いとき、鹿なんて見たことないよな」という話なので。私もビートを春先に移植すると、植えて活着したかなと畑へ行ってみると、やられているわけ。そんなことで、鹿、一年に九百何十頭も駆除してもらっているのですが、一向に減る気配もないし、鹿も賢くなって学習して、日中は出てこないのだよ。日没ごろに五、六頭いる。ハンターいたら、とれるだろうなという気もするし。それと、私は更別との境界に住んでいますから、更別の地区の保安林があるのですよね。そのところをネット張っているのです。高さ2メートルぐらい。電牧の線のような丈夫な10センチぐらいの網になったネットをずっと。どこまで張っているのだといたら、西は無願坂の清大線まで、こっちは忠類だか、どこだかと境界までいつているのだと、ずっと張っているのだよね。

それで、大樹町は畑作農家、電牧をぐるっと囲っていますよね。あれもこの間の町長のご答弁の中では、いまいちというように、私の記憶ではそういうふう聞いていたのですが、あれも大変なのでしょう管理。電牧、漏電するから、下草刈りを年2回ぐらいからなければいけないですよ。

私、高規格のインターに乗るときは更別で乗るのです。更別かもしくは中札で乗るのですが、その道中に、大樹町のようにこうやって電牧を回しているところがないのだよね。だから、ネットが更別の保安林のずっと張っているネットが、相当効果があるのかなというような、私は気はしているのですが、向こうのほうでは、そういう被害なんてないのでしょうか。それがあってのことによって。その辺をちょっとお聞きしたい。

○安田委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

隣接している町村の被害でございますけれども、私ども、年に、振興局の調査の中では、十勝一円でエゾシカ等々有害鳥獣の被害があるというふうには報告では聞いております。ただ、ちょっと詳細な金額までは、申しわけございませんがちょっと記憶にはないのですけれども、当然更別にも依然として被害があります。

ただ、ネットなのですけれども、大樹町内でも一部の生産者の方が、電牧柵ではなく畑を守るためにネットのほうを試しに設置した経過があります。その結果でございますけれども、一部ネットを破って、どうしても畑に入ってしまう。そうなってしまった場合は、なかなか鹿が今度逃げられないということで、ずっとそのネットの中に入って食害を続けているという報告も聞いております。

そういう意味でも、ネットも一長一短あるのかなというふうには思っておりますけれども、大樹町の中では、今進んでおります電牧柵の設置を優先的に被害対策という形で、今後についても考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○安田委員長

ほかに。

柚原委員。

○柚原千秋委員

道の環境生活部だとかというのがあるのですね。その中で、エゾシカ対策課というのが、これができているのでしょうか。平成26年にできたというのですから。この中で、市町村との緊密な連携を図り、情報提供や技術的な助言、その他の必要な支援をするということが書いてあるものだから、大樹町と更別村とはどうせ面積が違うから、それは大樹ではなかなかかなわないことだと思うのだけれども、だけれども、毎年900頭も駆除するというようなことで、それに被害が伴うということだから。当面はそういうことだということですね、電僕で。いずれにしても、農家というのは作物をまいたらとりたいと……。

○安田委員長

柚原委員、もう少し簡潔にお願いします。

○柚原千秋委員

はい。考えているものですから、その辺も考慮して支援をしていただきたいと思います。以上です。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

滞納整理機構への支出でございます。

総務費の徴税費、賦課徴収費の複合事務組合負担金、滞納整理機構への支出でございます。昨日の質疑でも、滞納整理に機構と町職員とが送ったとしても、町職員とやっぱり力を合わせなかったらできないことだというふうに答弁ありました。私も、やっぱり地元の職員がやらなければならないことだというふうに考えています。また、そういう力が職員の方々は持っている、そういう能力を持っているというふうに、私も長い間感じているのですよね。

そんなことで、みんなそのことが大変だけれども、職員が苦勞しているけれども、やっぱり町民の、また信頼というのは地元の職員に対してあるのだよね。だから、そちらのほうに私は取り組むべきだというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○安田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、滞納整理機構への案件の提出のことでのご質疑をいただいております。

昨日の一般会計の決算の歳入のときにも、徴税の関係で同僚委員から滞納繰越、または不納欠損の関係でのご質疑の中でご意見をいただいたところでもあります。私は非常にありがたいご意見をいただいたというふうに思っております。

税金を納めるということは、国民の義務であると思っておりますし、それが国を支える大きな力で責務だというふうに思っております。その中で、何らかの理由で税金を予定された期日までに納めることができないという方がいらっしゃるということも私も理解をしております。ただ、そういう場合に、町として税金を徴収する側としてどういう形で徴収をいただけるかというようなご相談、または計画を立てていただいて段階的に少しでもいいから進めさせていただきたいということで対応をとっているところでもあります。そういう方とは、町はしっかりと信頼関係が築かれているというふうに理解をしております。

ただ、残念ながら、そういう形での計画なり、こちらからのご相談にも応じていただけないという方がいらっしゃるのも私は事実だと思います。そういう方の徴収を促すためにも、滞納整理機構の力をおかりして、徴収を進めるということが町の責任だと思います。

そういう部分で、しっかりと町民の方に寄り添って、少しでも徴収いただけるような方策

を講じていくことが私どもの努めであるというふうには思いますが、今後も、信頼関係が構築できない、残念ながら計画どおりの収納が進まないという方については、内容を精査した上で、今後も滞納整理機構のほうに案件としてお送りするということが努めだと思っております。

○安田委員長

ほかに質問ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

何点かあるのですけれども、1点目、個数はあれなのですが、総務費のほうを見させていただいたら、流用が非常に多く感じました。そのほかの教育費とか気になったところはあるのですが、総務費が非常に多く私は感じたのですが、通常、議会の補正予算ですとかそういうふうな中で組んでいけるときもあったのではないかなと思うのですが、執行者としての町長、地方自治上は全然問題ないことは承知しての話ですけれども、流用が多くて、その流用の方法ではなく、補正なり何なりということで足りなかった理由を明らかにして、予算執行していくべきでなかったかなと思うのですが、その考え方といいますか、お考えのほうを、まず1点目お願いしたいと思います。

○安田委員長

布目副町長。

○布目副町長

ただいま、各予算の計上の中でのそのあり方とか、執行における流用の関係のご質疑をいただいております。

ご指摘のとおり、今年度、平成28年度については、件数は私も数えておりませんが、かなりの流用があるなど。これが多いか少ないか、あるいは金額的に多いか少ないかというのは、いろいろその中身によっても変わってくるものだというふうに思っております。予算の計上、年度初めに予算編成時にさまざまな手法で予算の見積もりをして、立てて、予算に盛り込んでいくという手続を進めております。

しかしながら、年度途中にイレギュラー的なものといいますか、もともと積算もぎりぎりに見積もりをするということも私どもも指示を出しているところでもあります。しかしながら、進めていく中で、単価の改正ですとか、若干、例えば見積もりが甘かったものとかということもさまざまあるのかなというふうに思っております。しかし、流用のできないものについては、当然、議会の補正予算でのお願いということになろうかなというふうに思っております。

努めて、予算の当初措置した中での執行が望ましいということは重々承知しておりますけれども、財務規則の中で一定の流用がある程度認められているということもあって、その中で流用させてもらっているというのが実態だというように思います。できないものについては、議会にまたお諮りをしてお願いをしていくということが原則でございます。

そのような形で、できるだけ予算の流用というのではないような形で努めて、適切に予算措置を当初にしていきたいというふうに今思っているところでございます。そのような実態でございますので、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○安田委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

法的なことについては、本当に問題ないと思っておりますし、そういうふうに項内流用なり何なりはすることは問題ないというふうな認識なのですが、ただ、一言言わせていただければ、やっぱり町民の方へといいますか、議会でもっと言ってもいいのでしょうか、そういうふうな、なぜ流用しなければならないかということも明らかにすることは、予算の執行上もより公開度が高まっていくことでないかなというふうに思っておりますので、極力流用のないようにこれから執行していきますということですので、そのことは理解しますけれども、さらに適正な予算執行といいますか、違法ではありませんけれども、民主的なのか、公開性の高い執行をぜひお願いしたいと思っております。このことについての答弁は、またしつこくなりますので、よろしくお願ひしますということ。

もう一ついいですか、次。

○安田委員長

はい。

○西田輝樹委員

事項別のときにもお話ししたのですが、ちょっと町長のお考えというか、町有林、アバウトといいますか、約4,000ヘクタールということで、そのときも瀬尾課長のほうのご答弁をいただいて、前向きということはわかったのですが、森林計画なり町としての町有林の経営計画といいますか、何が優先するのかわかりませんが、4,000ヘクタール、例えば50年、60年のオーダーで考えた場合は、僕、今の町有林の予算といいますか、その中では回り切れないのではないかなと思うのですよね。

町長のお考えの中で、天然林中心に銘木で非常に高価な木を育てていくようなそういうふうな町有林の経営計画といいますか、経営方針だとおっしゃるならそれはそれでよろしいのですが、今、一般的には天然林から人工林というのでしょうか、そういうふうなことで経営の効率を上げたり、木材の生産性を上げるのがその方向性かと思っておりますけれども、町長のお考えのほどをお聞かせいただきたいと思ひます。

○安田委員長

酒森町長。

○酒森町長

昨日の質疑でも内容の説明をさせていただきましたが、大樹町には約4,000町歩の町有林があります。大半はカラマツ、トドマツ等の松だというふうに思っておりますし、ここ

に来て伐期を迎える林班が増えてくるということもご存じかなというふうに思っております。

大樹町の町有林は、町民の財産でもありますし、経済林でもありますので、伐期を迎えたものは適期に伐採をして、それを対価にかえていく。そして、伐採した後は地ごしらえ等をした上で新たに植林をして大樹町の財産として残していくということが私の努めだなというふうに思っておりますし、そういう分で適期、伐期、そして適期に財源として確保していくということを進めていく現状にあるということは、ご理解いただきたいと思っております。

4,000町歩ありますので、50年サイクルで回すと考えると、相当の数を年間でこなしていかなければならないというのも実態だということをおわっているつもりではあります。ただ、いかんせん、私どもの職員体制、そして伐採をお願いできる地元の組合、または業者等々の兼ね合いも含めて、無尽蔵に一方的に出してもなかなか工事として、または事業として取り進められない状況もあるということもご理解をいただきたいなというふうに思っております。

今後、全道各地で伐期を迎える多くの山林の付加価値を高めていくということもその循環を加速させる大きな要因だなというふうに思っておりますし、別なご質疑の中でもいただきましたが、大樹町の木材の付加価値を高めるという意味では、私はブランド化を図るということも大きな要因だというふうに思っておりますし、そのためには、認証材の活用の出口をつくっていくということが大きな力になっていくということだというふうに肝に銘じているところでもあります。

認証材の関係については、これからスタートしたばかりということでもありますので、その出口をどんどんつくっていくということが管内の認証協議会に入っているそれぞれの立場で求められていくことだというふうに思っておりますし、そういう形も含めて重要な資源である町有林、カラマツ材等の活用については進めていかなければならないというふうに思っております。

大樹町内での木質バイオマスのエネルギーとしての循環化も計画して進めております。なかなか町有施設での活用という部分ではまだ広げられない状況にはありますが、一步一步広げていく中で、地場としての資源をこの地場で活用していく、または管内、道内に広く大樹町のカラマツが有効に活用できるような、そういう方策についても今後講じていくということで、大樹町にある4,000町歩の町有林も含めて活用を図っていければなというふうに思っております。

これから伐期を迎えますので、可能な限り適期で処分をして、進めていって、その後についてはしっかりまた植栽を進めていくという方針で、今後も町有林の活用については進めていきたいと思っております。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

自然エネルギーと、それから、もう1点いいですか。

○安田委員長

はい。

○志民和義委員

まず自然エネルギーですが、大樹も、太陽光発電の補助も出しております。ちょっと補助金額も下がっていますが、個々につける分については、特に規制はないので、これは今後とも進めて行っていただきたいなというふうに思っております。

それからもう一つ、自然エネルギーの関係では、小水力発電について今後研究するという事になっておりましたが、その後、どうなっているかなというふうに思ってお聞きします。教育の規模は別にして、小さくとも教育目的、あるいは観光目的にもなるのではないかなというふうに考えておりますので、その点についてお伺いいたします。

○安田委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

小水力発電についてということでございますので、研究するという事で回答した経緯がございます。

その後、岐阜の一業者と連絡をとりまして、おもしろいユニークなスタイルの、ちょうどうちの町の小さな河川でも使えそうな小水力発電の機構がありましたので、問い合わせをして、一度こちらにというような話できたのですけれども、そこで止まっているというような状況がございまして、その業者もなかなか大きな会社ではなくて、機会があつて北海道へ行ったときにちょっと寄りたいたいというようなことで、今止まっているところでございまして、そのこの業者の話をちょっと聞いてみたいなと思つているところでございまして、ちょっと時間かけておりますけれども、可能性をちょっと考えてみたいなと思つております。

また、北海道でも小水力発電を積極的にやっております、最近ですね。そういったものもちょっと研究しながら、我が町でやれるようなことがないかというのをまた進めていきたいなと思つております。

○安田委員長

志民委員。

○志民和義委員

私のほうも、この小水力発電については相当いろいろ調べたり、本を読んだりしているのですが、なかなかそんな今、川を、特に歴舟川をせき止めてどうのこうのと、そんなことは私も考えておりませんし、これはなかなか難しい問題だし、また1町村流れている何にも構築物もない川だということ、これはこれでまた実に法の意味からも大変重要なことなのですが、それより小さな河川で、しかもせき止めない方法でという新しい方法でということは、前にも課長の答弁の後でもお話を聞きますと、大変ユニークな方法だなというふうにして

やっているとところもあるので、そういうことをぜひ検討していただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

もう一つ、臨時財政対策債のことについて伺いをいたします。

一旦借りて、また100%交付税措置ということで、前にも総務課長でしたか、答弁いただいたのですが、総務省からも財務省に対して、こういう方法はもうそろそろという話だったというふうに記憶しているのですけれども、その後、どんななっているのでしょうか。

○安田委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

臨時財政対策債の関係でございます。

私も何度も説明してございますが、実質的には交付税の不足を補うための赤字公債であるという説明を何度もさせていただいているところでございます。総務省につきましては、毎年度8月末の段階で翌年度の地方財政の仮計算を行います。幾ら地方は一般財源が不足するか、そのために交付税もしくは財源不足が幾らあるかというのを明らかにします。それから8月末の概算要求に盛り込むのですが、概算要求には当然、この臨時財政対策債は例外の措置であり、法定率を直すべきであるということは過去からずっと事項要求として、具体的な数字は入っていないのですけれども、これは法律に基づいて法定率を見直すべきなのだよということ財務省に要求しているところでございます。

ただ、その額が、例えば臨時財政対策債でいきますと、4兆円から5兆円程度、これを法定率を見直すとなりますと、国の一般会計のほうが成り立たないという部分もありまして、こういった措置が引き続いているのが実態でございます。

ただ、地方並びに総務省につきましては、地方交付税法に基づき、きちんとした形で赤字公債に頼らない形での地方一般財源の確保を財務省に対しては求めているところでございます。

以上です。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

ただいま提案されております平成28年度大樹町一般会計決算認定に反対の討論を行います。

総務費、徴税費、賦課徴収費の十勝圏複合事務組合、滞納整理機構への支出です。

日ごろから滞納整理に町職員が力を合わせて高い徴収率を誇っていると考えています。私は、町民の中での問題は町職員で解決していくことが重要だと考えています。現在の職員の皆さんにそういう能力を備えていると感じています。また、町民は町職員と対話することによって信頼が深まると考えております。

よって、本決算認定に反対をいたします。

○安田委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

西田委員。

○西田輝樹委員

平成28年度大樹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

歳入の状況を見ますと、調停額に対する収入割合は前年度と同じ99.6%となっており、主要財源である徴税の収入割合は98.4%、前年度に比べ0.3ポイントのプラスで、決算額1億2,652万円増の8億9,181万円となりました。

歳出の執行率は94.4%で、前年度に比べ3.8ポイントのマイナス、翌年度繰越額を除いた不用額は前年度に比べ0.4ポイントプラスの1.9%となり、効率的に予算執行されているものと判断いたします。

この結果、実質収支は1億9,628万円の黒字となり、歳入の確保や歳出の削減に対する努力は十分評価できるものと考えます。また、地方債の現在高は、南十勝消防事務組合の解散に伴う債務承継分を含めると、実質1億9,728万円の減となりました。基金残高は、歳計余剰金の積立てなどにより9.6%増の35億1,801万円となり、報告のあった健全化判断比率が示すとおり、前年度に引き続き財政状況の改善が見られております。

予算執行の内容及び成果についても、決算審査意見書のとおり、効率的かつ適正に執行されておりますので、平成28年度一般会計歳入歳出決算を認定することに賛成いたします。

○安田委員長

次に、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第1号平成28年度大樹町一般会計決算認定についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○安田委員長

起立8人、多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○安田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◎日程第3 認定第2号

○安田委員長

日程第3 認定第2号平成28年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定についての件を議題といたします。

事項別明細書の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高橋委員。

○高橋英昭委員

ページ数でいうと245ページです。保険税の不納欠損額として112万2,383円の処理となっております。監査委員から提示された意見書を確認すると、3人で44件の事案となっております。不納欠損の理由は、時効期間の成立と停止期間の経過によるものとのことです。1人当たりとしては大変大きな額で、しかも長期間に及びますが、この間、債務者にどのような対応をとってきたか、それについてお聞かせください。

○安田委員長

林住民課長。

○林住民課長

国保税の滞納繰越分として、平成28年度、今ご指摘いただきましたように112万2,383円の不納欠損をさせていただいたところでございます。

内容につきましては、今お話しもありましたけれども、実質は3名、件数は納期ごとで今お話をいただきましたけれども、年度換算しますと、総体で3名の方が9年度にわたって3

年度ずつの滞納があったという状況になってございます。この3名の方につきましては、全て町外に今現在お住まいになっている方ということになってございます。

財産の状況とか、その辺の調査を踏まえて、平成25年度に税のほうの担当としましては最終的な調査をさせていただいて、その時点で生活が困窮である、あるいは財産がないということの判断をさせていただいて、平成26年度に滞納処分の執行停止をかけさせていただいたと。そこから3年経過しまして、今、平成28年度となりますが、その前段で時効が成立した場合については、5年の時効要求が先に来ているというような内容になってございます。

本来であれば、折衝可能であれば、折衝しながら納税のほうを促していくというような状況になるかと思いますが、財産の調査などをさせていただいたときに、そういう生活の実態を把握していると。それから転出先において、転出後の居住地であります町村のほうに調査照会をかけたところ、生活の困窮が継続している、あるいは生活保護の受給世帯であるというような実態を最終的に確認して、3年の徴収停止期間経過、あるいは5年の時効をもって不納欠損の処理をさせていただいたというような状況になってございます。

以上です。

○安田委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

大変大きな額で、債務者にとっても生活困窮ということで大変だったと思いますけれども、また徴収に当たられた担当者も大変説得、そういったことでいろいろご苦労なさったろうなと思います。そういった生活困窮者ということでやむを得ないかなと思うのですけれども、先般の所管事務調査で報告させていただきましたが、全体的な保険税については、全道平均93.04%を大きく上回る98.06%の実績となっております。

こうしたことは、日常の収納活動の成果だと高く評価しております。しかしながら、不納欠損となると話は別です。不納欠損になる前にやはり何らかの方法を講じること、これがまた債務者にとってもまた親切かなと。これだけの額をしょってしまうと、なかなか年金だけの生活では納税は不可能かなと思いますので、そうなる前にそういった活動を今後も続けてもらって、ぜひ不納欠損のないように取り組んでもらえるかどうか、もう一回決意をお願いいたします。

○安田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま国保会計の歳入に係る保険税の不納欠損のご質疑をいただいております。

内容については、ただいま説明をさせていただいたとおりであります。町外に転出をされて、今現在も生活が困窮されているということでやむを得ず不納欠損させていただいたところでもあります。

委員ご指摘のとおり、保険税の徴収にあつては、滞納されている方々とも小まめに、そして情報を共有しながら徴収に努めているところでもあります。不納欠損という形をとらざるを得ない状況で今回そういう処理をさせていただきましたが、今後、そういう事例が発生しないような、そういう取り組みについては鋭意進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○安田委員長

ほかに質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

244ページ、245ページの国庫支出金のことなのですからけれども、32%交付されるということなのですからけれども、国保の負担というのは大変厳しくなっているということで、国保負担金の割合をまたもとのように戻すような意見をぜひ国のほうに伝えてほしいなというふうに思つて、町村会でもやっていると思うのですけれども、その点についていかがでしょうか。

○安田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま歳入に關係しての国の負担の關係のご質疑をいただきました。

国保会計の適正な運営化にとっては、国保の負担金の役割というのは大きいというふうに思っておりますので、今後、円滑な国保会計が運営できるような、そういう国の負担のあり方についても責任を持って行っていただけるよう、町村会ともども要請の必要があれば要請をしていきたいというふうに思っております。

また、来年度以降、この会計が北海道で一本化になるということもありますので、その中身等々も含めて、推移を見ていきながら対応していければと思っております。

○安田委員長

志民委員。

○志民和義委員

ありがとうございます。そうですね、来年一本化になるのですけれども、ここでも一般会計からも繰り入れありますよね。こういうものが都道府県化になって、その分、国のほうで同額補填してもらつたと、こういうような方向をしてもらわないと、そのまま都道府県化になつてもなかなか、国保会計など、南十勝も4町村でそろつて、町長も機敏に対応して道に要請に行ったという、これは大きなニュースになっていましたし、またそのことによつて道も動いたと。こういうことで大きな私は効果があると思うので、引き続きよろしくお願ひしたいと思えますが。

以上です。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第2号平成28年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○安田委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第4 認定第3号

○安田委員長

次に、日程第4 認定第3号平成28年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についての件を議題といたします。

事項別明細書の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

266、267ページの歳入のところなのですが、後期高齢者医療保険料というところで、対象人数1,061人ということなのですが、特別徴収以外のみずから払う分になっている年間の18万円以下ですか、こういう方々というのは一体何人いるのでしょうか。

○安田委員長

林住民課長。

○林住民課長

今、保険料の徴収につきまして、特別徴収の対象とならない年金受給者というようなことのご質問でございました。

今、お話しありましたように、原則的には後期高齢の保険料につきましては、年金からの特別徴収と。希望のある方につきましては、年金からの徴収をせずに、その他の普通徴収の方法でということが可能になってございます。それから、年金の中でも、今ご指摘のように、年金の額の少ない方であるとか、そういう方については、特別徴収はできないというようにはなっております。

ご質問のほうは、年金の額が少額で特別徴収していない方の数ということであったのですが、大変申しわけございません。少額により年金から特徴ができていないという人数については把握していないところでございます。

参考までに、後期高齢者医療保険料の賦課時点におけます特別徴収の人の割合は74%が特別徴収ということで、年金からの天引きをさせていただいているところでございます。金額の合計につきましては、決算実績になりますけれども、特別徴収による保険料の徴収額としては49.7%が年金から特別徴収によって引かれているものということになってございます。

それから、先ほど少額の年金によって引かれていない方については、把握できていないということでお話ししましたが、丸々年金が当たってなくてという対象者の方は、これも正確に把握はどうかというところにはちょっと疑問が付きましますけれども、こちらのほうで押さえている分としては、4件程度が年金の支給がなくて特別徴収になっていないという形で把握しているところでございます。

以上です。

○安田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

後期高齢者医療のことについては、以前から、年齢でやっぱり区別することなく、前のような形でやったほうが老人保健制度のときでよかったのではないかというふうに私も考え

ております。そういうことで、私は区別しないほうが良いというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○安田委員長

酒森町長。

○酒森町長

委員もご承知だと思いますが、この制度ができてから、はや10年近くなるかと思えます。後期高齢者という名称で、年齢で区分をさせていただき、ご負担をいただきながらこの会計を運営しているということでありまして、今の日本の高齢化社会を迎えるに当たって、それぞれの年代に応じてご負担をいただくということは、私はやむを得ないのかなというふうにも思っております。

確かに、後期高齢者と言われている皆様で、ご負担が大変おつらい方もいらっしゃるかなというふうに思いますが、国全体でのこの医療を進めるといふ部分では、この制度は大きな貢献をしているというふうに思っておりますし、今後もこの制度が高齢者の皆様方の円滑な医療の運営に資する一翼を担っていくというふうに思っておりますので、今後もこの会計を通じて後期高齢者の皆様方の医療の実施を進めていきたいと思っております。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

ただいま提案されております平成28年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定に反対の討論を行います。

この制度は、発足時から高齢者を区別することになるなど批判が多く、一部是正されたものの今までのかつての老人保険制度でよかったという声も聞いています。

よって、本決算に反対をいたします。

○安田委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

松本委員。

○松本敏光委員

ただいま議題となっております認定第3号平成28年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、急速に少子高齢化が進む中で、国民の医療費が増加する状況にあり、特に増え続ける老人医療費を安定的に賄うための医療制度として、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう構築されたものであります。

北海道では、道内の全市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合がこの制度の運営主体を担っており、9年を経過し、安定した事業運営が行われています。

後期高齢者医療特別会計における町の事務として、保険料の徴収や対象者の加入、脱退の届け出、また保険証の引き渡しなど、被保険者の身近な窓口業務を遂行しているところです。

本会計においては、事業運営が円滑に進められており、事務処理においても適切に処理されていることから、本会計の決算に賛成いたします。

○安田委員長

反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第3号平成28年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を願います。

(賛成者起立)

○安田委員長

起立8人、多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第5 認定第4号

○安田委員長

日程第5 認定第4号平成28年度大樹町介護保険特別会計決算認定についての件を議題といたします。

決算の歳入歳出全般についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

285ページの臨時の社会福祉士賃金ということで、社会福祉士を業務に充てているのですが、通常の介護のほうの介護福祉士の方でなくて、社会福祉士をここに充当しているということはどんなような理由で充当したのでしょうか。

○安田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

この方につきましては、地域包括支援センターにおいて業務をしていただくために配置しております。地域包括センターにおきましては、高齢者、あるいは認知症の方がいる家族の方からの相談等に応じるというような業務等もございますし、それにあわせて訪問をしていただくというようなこともございます。そういった業務を行っていただくというようなことでございます。

以上でございます。

○安田委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

地域包括センターだから、心の部分とかそういうふうな部分も含めての支援業務ということで介してよろしいのでしょうか。

○安田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

そのとおりでございます。

○安田委員長

ほかに。

西田委員。

○西田輝樹委員

同じく285ページの13節の委託料で、介護予防包括任意事業の業務の委託費用870万円ほどでしているのですが、この内訳を教えてくださいと思います。

○安田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

これにつきましては、介護予防包括任意事業ということで、主に平成29年4月から始まる日常生活介護支援事業のために、その準備のために社協等と協力して行った事業等がございます。

大きなものとしては三つに分かれておまして、生活支援体制整備事業ということで、ボランティアの養成講座、あるいは介護職員初任者研修等で約400万円程度、あと、昨年から実施しております「ふまねっと」の介護予防等のポイント事業ということで大体200万円程度、そのほか地域支え合いのマップづくり等で80万円程度というもので、大体それで700万円程度というものが大まかになっております。そのほか、給食サービスとか、そういった除雪のサービスとかというような事業が主なものとなっております。

以上でございます。

○安田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第4号平成28年度大樹町介護保険特別会計決算認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○安田委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたしました。

暫時休憩。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

○安田委員長

再開いたします。

暫時休憩。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○安田委員長

再開いたします。

◎日程第6 認定第5号

○安田委員長

日程第6 認定第5号平成28年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定についての件を議題といたします。

決算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

新聞紙上等で福祉に携わる方が非常に就労していただけないというようなことが記事になっておりますけれども、町長は、大樹町として福祉関係のほうの職員の充足の状況ですとか、さらに、もしかしてなかなか就職していただけないような状況というふうにご認識でしたら、その対策について何かお考えがあればお願いしたいと思います。

○安田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま介護サービスに関する職員の充足の関係のご質疑をいただきました。

委員ご指摘のとおり、大樹町も他の介護施設との状況同様、非常に職員の充足、補充、採用等については大変対応に苦慮しているところであります。

私ども、例えば特別養護老人ホームで、現在、専門学校で学んでいる学生を対象に実地での体験というか訓練というようなことも含めて研修を受け入れをしているところでもあります。なかなか昨今では応募もいただけないという状況ではありますが、管内にある、または道内のそういう専門学校、介護を学ぶ学校等において、こちらからも情報を提供した上で大樹町にそういう段階から来てほしいということで、取り組みを進めているところでもあります。

大樹町内に来ていただけた場合には、町の独身寮等の施設も開放して宿舎に使っていただいているところでもあります。また、大樹町で仕事をしてくれている、いわゆるOB、OGからも積極的な声かけをしていただいているところでもあります。

ただ、いかんせん、それが採用という部分では十分な形になっていないということで、町民の皆さんも特養、またはほかの施設もそうですけれども、慢性的に職員を募集しているのかなというようなお感じを受けているのかなというふうに思っております。

必要な介護職員をそろえて介護を行うということで、それが良質な介護につながっていくというふうに思いますし、他の職員のヘルス的なメンタルも含めて体力的なものも含めてのことにも大きな要因になるのかなというふうに思っておりますので、今後も職員の充足については、あらゆる手段を講じて進めていきたいというふうに考えております。

ぜひ、いいお知恵があれば教えていただければというふうに思って、お願いも含めて答弁とさせていただきます。

○安田委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

知り合いの大谷短大の福祉関係のほうの教授のお話で、安心して自分の学生を就職させられる施設が十勝に三つあるということで、その中に大樹町のコスモス苑も入っております。「先生、よろしく願います」ということで、お願いもしているところなのですが、今の、お知恵というところまではなかなかないのですが、ぜひお願いとして、この決算書の中に反映されているものではないので、次年度の話題になるかとは思いますが、ぜひ、平成29年度の予算の中で、公の施設で働いている方については、私ども住宅手当とか十二分に支出されているのですけれども、例えば私立の福祉施設なんかには働いている方につきましては、次年度以降、保母なんかについての住宅なんかの期間はあるのでしょうか、確かに平成29年度で予算化されていると思いますので、ぜひ、福祉のサイドで働く人方についても、そのような財政的などといいますか、支出になるのかもしれませんが、そういうふうな支援のほうもぜひ一回総点検していただいて、お金だけでは解決しないとは思っておりますので、先ほど町長がおっしゃられたように、学生の実習機関としての協力ですとか、施設の職員もそれぞれの出身の学校に積極的に、先生にぜひ町長バーベキューでも一緒に食べて施設もこんなもんですよということ……。

○安田委員長

簡潔に。

○西田輝樹委員

積極的にPRをしていただくことも急がば回れということですので、一つの方法かと思えますので、今お願いしました2点についてもご努力いただきたいと思えます。

○安田委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第5号平成28年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○安田委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第7 認定第6号

○安田委員長

次に、日程第7 認定第6号平成28年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定についての件を議題といたします。

決算の歳入歳出全般についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第6号平成28年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○安田委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第8 認定第7号

○安田委員長

次に、日程第8 認定第7号平成28年度大樹町水道事業会計決算認定についての件を議題とします。

決算の歳入歳出全般についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

昨年のヌビナイ川の橋の決壊と、それによる人命事故と大変な事態だったなというふうに思います。また、それに伴って水道管が破裂して、さらにもう一つの水系の坂下浄水場も長雨による取水停止ということで全町断水というかつてない状況に見舞われました。そこで、水道の片方、住吉浄水場の管が切れたということと、あわせて濁り対策、これが住吉浄水場のほうはそれなりの対策はとられているのですが、坂下浄水場のほうは表流水をとっているということで、厳しい状況にあったなというふうに思います。

今後の対策について、何か検討はされているのでしょうか。

○安田委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

昨年の台風に基づいて坂下浄水場のほうの水処理の関係というご質問でございますけれども、そちらにつきまして、今年度、予算をお認めいただいた中で、浄水場の水処理検討業務ということで、今現在、業者に発注しております、浄水の方法の検討ですとか、施設の

更新が必要となるということであれば、そういった計画の検討ということで、委託発注しているところでございます。

その結果を見て、どのような対策をしていかなければならないのかということは今後その結果をもって、また内部で調整が必要かと考えてございます。

○安田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第7号平成28年度大樹町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第9 認定第8号

○安田委員長

次に、日程第9 認定第8号平成28年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を議題といたします。

決算の歳入歳出全般についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○安田委員長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第8号平成28年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○安田委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

これをもって、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本委員会の審査報告書は、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○安田委員長

ご異議なしと認めます。

よって、審査報告書は正副委員長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

○安田委員長

これをもって、決算審査特別委員会を閉会いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○安田委員長

ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会は、本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

○安田委員長

これで、特別委員会を閉じます。

閉会 午前11時42分